

4. 実習記録の取扱規程

(目的)

第 1 条 中通高等看護学院(以下「学院」という)では、看護者の守秘義務、個人情報情報の保護、診療情報の提供に関する責務などの倫理教育を徹底し、患者の人権を尊重する看護者を育成するため、この規定を定める。

(実習中の取り扱い)

第 2 条 実習中の実習記録の取り扱いは以下のとおりとする。

- (1) 記録物すべてにおいて、実名での記録を禁じる。
- (2) 患者の診療情報の転記は、記録用紙のみに行う。やむを得ずメモ帳や実習ノートに転記する場合は、担当教員の許可を得て行う。
- (3) 記録用紙を個人のパソコンで作成することを禁じる。
- (4) 記録用紙の記載は個人が特定されないよう記載に注意する。
 - ①年月日、住所を記載しない。
 - ②既往歴・現病歴・入院から受け持つまでの経過は、病院・病棟名が特定できないように記載する。
 - ③家族歴の記載は同居家族の把握程度にする。看護を行う上でそれ以上の情報が必要な場合は、個人が特定されないように記載する。

(実習終了後の取り扱い)

第 3 条 実習終了後の記録物の取り扱いは以下のとおりとする。

- (1) 記録用紙は、担当教員が確認し個人が特定されないと判断した場合には、学生が保管することを許可する。
- (2) 患者の情報を転記したメモ帳などは、すべて担当教員が回収し粉砕処分する。
- (3) カンファレンスなどのために複写した記録用紙は、すべて担当教員が回収し粉砕処分する。

(開示請求への対応)

第 4 条 実習記録の開示請求があった場合は、『診療情報の提供等に関する指針』で定める診療記録に含まれないことを説明し、開示しないことの理解を得る。

付則

(施行期日)

この規定は、2012年4月1日より施行する。

この規定は、2013年4月1日より施行する。

この規定は、2015年4月1日より施行する。

この規定は、2019年4月1日より施行する。

この規定は、2024年4月1日より施行する。

この規定は、2025年4月1日より施行する。